

第41回 枚方市障害者施策推進協議会（要旨）

日時：平成19年5月30日（水）午後10時から正午

場所：枚方市役所 別館4階 第2委員会室

案件1：障害者自立支援対策臨時特例交付金特別対策事業について

案件2：次期協議会への申し送り事項について

欠席者：1人

傍聴：2人

会長：定刻になりましたので、推進協議会を始めます。

～会長の挨拶～

本日は傍聴希望の方が2名おられるということですので、傍聴の許可を諮ります。傍聴を許可してよろしいでしょうか。

委員一同：異議なし。

会長：傍聴を許可します。それでは事務局の方からよろしく願います。

事務局：それでは最初に、福祉部長からごあいさつ申し上げます。

部長：～部長の挨拶～

事務局：事務局の紹介と、本日の案件・資料につきまして説明いたします。

～職員紹介・案件・資料説明～

会長：それでは案件1の障害者自立支援対策臨時特例交付金特別対策事業について事務局の方から説明をお願いします。

事務局：～資料に基づき説明～

会長：どうもありがとうございました。最初にお断りしておきますと、特別対策事業の大阪府事業については、今現在のところまだまだわからないところがたくさんあり、事前の打ち合わせの時にわかっているところではできるだけ書面でくださいということをお願いしました。ただ、この中で、まだ未定により変更になるところがあるということなので、この資料はここで議論をしていただくためのものと理解し、お取り扱いについては御注意願いながら進めていただきたいと思います。

それでは早速、ご質問等々ありましたら、いかがでしょうか。

委員： 障害者自立支援基盤整備事業は、事業所に自己負担は発生しないのですか、全額助成でよろしいのでしょうか。

事務局： 基本的には助成額で示されてる範囲以内は全額助成ということで、それを上回る分であるとか、市町村経由で大阪府の方に協議を上げた結果、大阪府の判断でこの箇所は対象外ということが発生した場合、その部分については事業所でご負担いただくということになります。

会長： ほかにどうぞ。

委員： この間、事業所の集団指導のときの説明で、申請の方法に関して市経由なのか、府直接なのかよくわからない点が幾つかありました。各々の事業に対する周知は、枚方市が単独でするのですか。府のホームページを見てほしいということになるのでしょうか。

事務局： おっしゃるように、事業がこんなにたくさんあると、周知するということがやっぱり一番大事だと認識しております。ですから、ただ広報で載せるだけというのではなくて、現在考えていますのは、枚方市内にある幾つかのネットワーク、例えば、あり方検討会、知的ネットワーク、また枚方市障害者作業所連絡会の中で、できるだけ今日お示したような内容についてお知らせをさせていただきたいと思っています。ほとんどの場合が6月からスタートという内容になっています。市としましては、6月の議会で補正予算を上程し、可決後、動きたいと考えています。

会長： 大阪府の事業の方はまだまだ未定が多くて、こんなので進められるのかわかって不安を抱くような状況ですけれども。

委員： 小規模作業所緊急支援事業で、こういう3団体の関係団体を経由してということになっていますが、この関係団体に何か所属をしてないといけないとか、推薦がいるとか、仕組みを説明してほしいと思います。もう一つ意見なのですが、この中にいわゆるグループホーム・ケアホームの立ち上げ・改修とか、そういう重点施策に対する補助みたいなことが含まれていると思うのですが、今回あくまで国が示した範囲内で、府が要綱化して決めているということになるわけですけど、例えば枚方市の中で、もっと力を入れたい施策にこういった特別交付金を交付することと同時に、もう少し厚みを持たず事を検討できないでしょうか。先般、障害福祉計画の議論で、グループホーム、ケアホームをふやしていこうという新たな事業を興していくのは大変なことなので、こういった国・府の事業に便乗し、より市として厚みを持たせ、施策に強弱をつけること

はできないのでしょうか。

会 長： まず、最初の小規模作業所の方については、その3団体とより密接な関係があるところは得するけれども、そうでないと損をするのではないかという危惧は当然だれもが抱くようなことではないでしょうか。50カ所が既にもう決められているということですが、もし市の方でわかる範囲があれば、関係団体のところから何かそういうようなことでわかるような情報がありますか。

委 員： 精神の場合は、大阪府の連合会の推薦を受けるということにどうもなっているみたいです。だから、推薦からもれたらだめということになると思っていたのですが。

委 員： 私どもは育成会の団体ですが、育成会からは、作業所自体に補助金が出るという形で事前に連絡がありました。

会 長： 市の方から何か。

事 務 局： 国の方から示されている補助金の交付要綱では、やはり団体が行う事業について助成するという形です。ですから、ご心配されているように、団体の行う事業に入ってないところは対象にならないと読み取れると思います。以前から、団体が受け取ったそのお金を自分の傘下の作業所等に分配されるということがありました。それを踏襲する形で、今回の特別対策事業の中に組み込まれたということで理解しています。ただ、今回の特別対策事業は、国からもらった交付金をもとに大阪府が基金を造成してつくっていますので、その基金全体の中の幾らのお金をこれに回すのかというのは、市として今のところまだ把握できていません。ほかの事業も含めてですが、大阪府がどのようなバランスでどの事業に幾らずつ配分されるのかというのも、まだ今の段階では決めていませんので、よく見ていかなければと思っています。ただ、ご心配あるようなことについては、市町村が意見を言うことはできるとQ&Aの中で読んだ記憶があります。ですから市町村として意見を言わせていただく機会には言いたいと思います。

会 長： ありがとうございます。ほか、ご質問等々でどうぞ。

委 員： 通所サービス利用促進事業ですが、これはもう対象が援護を実施している通所サービス提供事業所と決まっているということでしょうか。

事 務 局： 援護を実施しているというのは、市内の事業所だけでなく、枚方市民の方が、市外の事業所を利用されている場合も、それぞれ通っておられる市町村の

利用者の数で案分して、枚方市民の利用者の分をこちらの方に請求してこれら  
るといことです。

会 長： 僕が一番分からなかったのは、特別アドバイザーというところで、なぜ厚労  
省の役人が来るのに報酬等がつくのかという点です。

委 員： この就労支援事業移行初期支援強化事業の中で、実習受け入れと民間企業に  
対する設備助成があるのですが、今後、いわゆる就労促進をどうしていくかとい  
うことが大きな目玉になってくると、市としてもそれを進めていくのであ  
れば、この助成金というのは福祉だけでなく、関係部署と連携しながら、積  
極的に開拓していく手段として活用してもらいたいというのが意見です。

委 員： 特別アドバイザーの件ですが、先ほど上限10万円とおっしゃったと思うので  
すが、その上限というのは1回来てもらったあたりで上限なんですか。

事 務 局： 回数までは特に示されてないです。年間で10万円ということですよ。

委 員： 年間の総予算として10万円。上限というのがどういう意味かわからなくて、  
そもそも必要かどうかという議論もあるのに、その上限がどこにかかっている  
かによって、場合によっては、必要でないところにたくさんお金が回ると思  
いました。

委 員： 先ほどの小規模作業所緊急支援事業で、既に19年3月に執行済み、府内で50  
カ所ということですが、枚方市内で実際どれだけが執行になったのかというの  
はわかりますか。

事 務 局： 団体から直接作業所に補助を行うので、市では何年度にどこがもらったかは  
現状として把握しておりません。

委 員： 以前は、市の方を通じて育成会からということでもらってましたよ。

事 務 局： 以前の制度ですね。18年度について報告等はないです。

委 員： 「新体系事業に直ちに移行することが困難な小規模作業所に助成を行う」と  
しているのに、何かそのことと団体が行う事業というのが、ちぐはぐだと思  
います。ぜひ平等に作業所に対してその目的に沿って使われるようにとい  
うことで、意見を上げてほしいと思います。

事 務 局： それについては市の意見として言わせていただきますのでご了解下さい。

委員： ピアサポート強化事業で、窓口を市町村なり近いところがやっぱりピアの方も使いやすいかなと思うのですが。

事務局： 基本的に市町村が事業を実施した場合に対して、府から市町村に対して助成を受けるという制度です。まず市としてこの事業を実施するかという意味決定が必要になりますので、改めて相談支援事業所にご相談させていただきたいと思います。

事務局： 相談支援事業所である6ヶ所のメンバーが、あり方検討会に入っています。そこで、もう少し詳しく府の方に聞きまして、細かいルール、条件等を確認した上でこういった情報がありますが、事業所としていかがですかということをお聞かせいただこうと思っています。

会長： よろしいでしょうか。では案件1につきましてはとりあえずここまでにさせていただきたいと思います。それでは案件2の次期協議会への申し送り事項に進みたいと思います。これで2年間の任期が終わるというわけで、引き続きやっていく、あるいは課題として残したものを次にどう受け継いでいくかということは我々にとって非常に大事なことだと思います。まず今までのこの2年間を振り返りながらどんな課題が残っているのかを考えていただきたいと思います。それでは、事務局の方から説明をお願いいたします。

事務局： ～資料に基づき説明～

会長： ありがとうございます。障害者自立支援法に振り回された2年間でしたね。これからの2年間は特別対策事業がありますが、その後は先の見えない不安感が残ります。枚方として今までやってきたその障害者福祉の先進的な部分というのがたくさんあって、これをどう守りながらこの自立支援法に対応していくのかという非常に大きなところへ差しかかっているのかなと思います。先ほど長尾委員も言われたように、「枚方市として」という言葉が常に出るように、我々がきちんと次期委員に申し送っていきたいと思っています。いかがでしょうか。枚方らしさみたいな部分の中で、この自立支援法ができて消えつつあるよとか、ここをもう1回再構築したほうがいいというような問題だとか、今までこうやって私たちは頑張ってきたよとか、自立支援法ができたためにこうなっている等、どんなことでもいいと思います、嘆いていただいても結構ですし、どうぞ。

委員： 今、私は枚方市の障害者作業所連絡会にかかわっていますが、27施設が加盟しています。この自立支援法が施行されてから、今後、施設としてどう生き残

っていけるか、経営していけるかという不安感がまず強いですね。枚方市内のその障害者施策の非常にいい意味の部分は、小さなところがたいへん元気で独自の活動・メニューを地域の障害者に提供している、いろんな種類のメニューが小さくてもあるということは、地域の障害者の皆さんにとっては選択肢が非常にたくさんあるということで、非常に豊かな地域なのかなと思っています。この小さなところが経営できないということで、どんどんやめていったり、あるいは統合されてしまって大きなところに吸収されていってしまうということで、結局、何とかうまく自立支援法に乗ってはいけたけれども、そういうユニークなところが全部消えていってしまうというのは非常に残念なことです。だから、そういう意味で、小さなところでもユニークな働きをしていけるようにうまく新しい体系に乗せていけるような市の施策というものを組み立てていただけたら。国も中小企業があつての大企業だと思しますので、この枚方地域の小さな団体が、それぞれ独自のことをたくさんやっている中でのその大きな福祉団体というふうに思しますので、いろんな階層がいっぱい詰まった豊かさというものを維持していける地域であってほしいなと思います。

会 長： ありがとうございます。非常にありがたいご意見で僕もそう思います。やっぱりそれぞれの作業所が、それぞれの思いでやってきたものがつぶされていくというのは本当に残念なことなので、それが生かされる経営ができるような基盤をきちんとつくっていくようなものというのが非常に大事だと僕も思います。

委 員： 安易に統合するというのは、経営のためにはいいかもしれないけれどユニークさがなくなるのはちょっと寂しいですね。

会 長： 障害を持っているそれぞれの人たちの個性に合わせて、作業所ができてきた部分は本当に大切だと思います。例えば今であればこういう独自の活動やメニューを持っていた小さなところがスクラップ・アンド・ビルドされてくる中で、ある意味では経営という意味では仕方ないけれども、そこをどう残していくのかということ枚方として考えた障害者施策にしてほしいというご意見だと思います。

委 員： 障害を持った人にとって、生活主義的な仕組みに変えられたということが、非常に僕は大きな課題だと思っています。でも、大阪府内を見て養護支援一つをとっても、「枚方の取り組みはやっぱ違うよ」という声があったり、そのことを議論してきたことは評価をしています。この自立支援法ですが、情報公開をどうしていけるか、制度の中身をどう伝えるか、枚方市としてどうしていくかということ、市民公聴会をしたりして吸い上げていき、今まで枚方で取り組んできたことを絶対消さないような形で残していけるかという議論を継続的にしていけないといけないと非常に感じています。先ほど再構築の議論の中

で作業所の問題がありましたが、そこが果たしてきた役割は一体何だったのか、それを再構築したらどうなるのかということを示せなかったということが少し残念だと思っています。少なくとも今年1年間かけて議論を重ねていきたいと感じています。それから、本筋ではないのですが、最近僕が感じるのは、福祉を担う人材が非常に薄くなってきたなど。作業所が運営上厳しくなっている中で、それなら作業所の職員で頑張ってみようかなという人が非常に少ない。昔は地域で学んだ子らが現場へ入ってくるのがよくあったわけですが。仕事としては一定確立されているのかもしれませんが、本当に取り組んでいこうという気概のある人が少なくなってきたように思います。なかなかそういったことを、人材育成するのは、団体とか事業所だけでやるのはやっぱり難しいですね。就労というのは、働く場所とそことの関係づくりをどうするかということが問われてくると思うので、昨今のグループホームの基本的なものも含めて、地域の中のその障害者に対する意識づくりみたいなのをどうして取り組んでいくか。それは恐らくポスター張りとか、ティッシュ配りだけじゃなくて、例えば保育・教育から始まった流れというのが、どうやって地域に帰ってくるか、一貫性を持った取り組みをどうできるか、どう連動して枚方市の中で障害者の働く場とか、住む場とか、いる場をつくっていくのかということ、財政が厳しい中で、人の取り組みでカバーするという視点が少し最近欠けているとあって、今後そういったことにも力を入れて、情報公開と市民の理解、そして枚方市独自の制度をどうやって伸ばしていくかという三つのことを、今後継続的に考えていく必要があると感じています。

会 長： 「人材確保」という言葉ではなくて「育成」なんですよね。ありがとうございます。

委 員： 子どもをショートに入れたい時に、人数制限されて使いたいときに使えないのです。もうちょっと幅広く見てほしいし、人数が制限されるのはちょっとおかしいと思うのです。

事 務 局： 自立支援法上、国が描いた中ではそんなことはまずあり得ない話で、事業所には応諾義務というのがあります。ただ、例外的に断れるのはどういう場合かという例示は、職員体制がその日はたまたま整っていないからとか、本当にやむを得ない場合だけだと認識しています。しかし、現実、実際の利用者がこういう状況なのだとか、初めて聞かせていただきました。事業所を批判するわけではなくて、制度としてもうちょっと利用しやすいものにしてほしいというお気持ちだと受けとめます。当然支援者の負担軽減ということもあれば、突発的なご病気をされた時もあると思います。そんな時に毎日2人までとか指定定員はないと思うのですが。

委員： ないのですか。

事務局： 2人しかだめということは、何らかの理由がないことには利用者の方に説明できないわけです。ですからその実態が本当なのであれば、自立支援法の中で市に調査権限等がありますので、法律上、調査に入ることはできます。ぜひ利用者の皆さんでそういうお困りの状況があれば気軽に言っていただけたらと思います。

委員： それも月曜から土曜までなのです。土・日曜が欲しいのですが、日曜はだめだということで、土曜日に使いたくても2人の制限があると幅が狭くてなかなか行けない状態になってきます。

事務局： わかりました。日帰りショートに限定すれば、これは地域生活支援事業の中の日中一時支援事業という位置づけになりますので、市が直接事業所を指導することは可能です。

委員： 最近よく相談があるのは、働いていて子どもを放課後に1人でどうするかという人が多くて、でも手段がないのが事実で、「ガイドヘルパーを使います」というのは行き先もないのにガイドヘルパーがうろうろするのもおかしいし、非常に制度が難しくなっているのと同時に、いわゆるニーズも非常に多様化してきています。制度では難しいから自費で民間にということもあります。保障しないといけない部分は一体どこなのかというポイントをやっぱり押さえながら、例えば土日が弱かったらなぜ弱いか、弱かったら強くするために何をすればいいのか、その事業所が頑張ったら済む問題なのか、やっぱり重点施策として取り組む必要があるのか議論をしていかないといけないですね。福祉支援から始まって自立支援法になり、民間にお任せではなくて、本当しないといけない事は、お金をちゃんと落としてやっていこうと、そこを乗り切ったら、多分今後地域の中で、その子は施設や遠くへ行かなくても、そこで暮らしていくという基盤ができると思いますね。今必要性のあることは一体何かということをもう少し掘り下げて議論が必要なのかなと。特に、成人というのは作業所や活動の場があっても、子どもの問題というのは非常に手薄いところだと思います。いろんな機関と連携し提案していかないといけないと思ったのです。

委員： 結局、国の方針としては、社会保障費を削減するという大きな目標ですべて動いているので、基本路線は利用者の負担増・事業者の収入減じゃないですか。まさに、こうやって木村さんみたいな例が出てくるわけで、こういう事例をどうやって吸い上げて、それに対策を打っていくかということがすごく大切ですね。こういうことを思っている人の声がここに届くように工夫していかないとはいけません。



会 長： 今、眞継さんの言われた事を言おうと思っていたのですが、ここに出席したので聞けたというのは非常に怖い話だと思います。いろんなところでそういうことが起こっていて、ある人だけがわかっているという、障害者福祉のタコつぼ現象みたいな部分がありますね。恐らく個々の生活の中で、言えない立場にある人はもっと苦しんでいて、ひょっとしたら言わないままかもしれません。そこを日常的に吸い上げてどこかに集中・集約し、その中から、本当に今取り組む部分は何かを考えるというのは、まさにここの役割かなと思います。次年度はそういう仕組みをきちんとつくりあげるということも、一つの大きな課題かという気がします。

事 務 局： 市はいろんなサービスを支給決定する立場にありますが、支給決定をやりっ放しではなくて、そのサービスを受けて今どんな状況にあるのかというモニタリングといわれる部分をしっかりやる事にかかっていると思います。市の職員で言えば、担当のケースワーカーが、今どんな利用をしているか、ニーズに合っているか、また事業所もニーズに合った対応をしているかどうか、そういったところを把握するということが何より重要なのでしょう。市の方でどういうことをシステムとしてできるか、さらに重ねて検討していきたいです。モニタリングに、ばらつきがあってもいけないので、それぞれの法律や時代にあったバランス、あるいは重要度というのを考えていきたいと思っています。

委 員： だんだん申請主義になってきて、いろんな法を知らなくて漏れていく方をどう拾っていくのかというのがこれからの課題だと思います。実際に施設などの利用者は、やっぱり先が見えない不安を抱えています。応益負担軽減をされていても2年間じゃないか、その先はどうなるのか等。基盤整備の問題で、うちの施設でもやっぱり高齢の障害者の方というのが増えてきています。今、幾らグループホームとかケアホームの形ができてきても、日中活動に通えない状態の高齢者の方についてはどう考えていくのか、介護保険の適用もないその狭間の方たちをどう考えていくのかはこれからの大きな課題になってくると思います。一番大変な課題を背負っている重心の方たちだけが、結局は民間の施設がないために、作業所に残らざるを得ない状態になったりだとか。もれている人たちを救っていくための施策と基盤整備とあわせて両方が必要だと思います。

それから、学童期の問題で、枚方の障害児というのは、交野、寝屋川養護に通っていますが、やっぱり枚方の子ですし、枚方の障害児教育を全体としてどう考えていくのかというような、狭間にある問題を協議する必要があると思います。

委 員： 二つ質問したいのですが、一つはこういう協議会で委員の方からこういうことをやってほしいみたいな議題の提案はできないのかという事、もう一つは、

例えば教育とか就職の件で、ほかの部署と一緒に協議し共有できないでしょうか。いろいろ展開していただろうし、バリエーションも豊富になり、市内の障害関係のネットワーク構築になっていくのではないのでしょうか。

事務局： この場は、皆さんご存じのように条例に規定された施策推進協議会ということで、目的は障害者施策に関する調査・研究と位置づけられています。ですから、次回の協議会ではこういうことをテーマにしてみんなで調査・研究しましょうというようなことは当然ありえます。資料もすべてを事務局で用意することはありませんし、テーマによっては委員の皆さんもそれぞれのお立場でその日までにご自分たちで資料を集めておいて下さいと、両方が持っているデータを出し合って考えていくのは本当にいい話じゃないのかなと思います。恐らくそれぞれの立場によって持っている情報も違いますし、考え方も違って当たり前で、それをこの場で共有していくというのがやはり最も大きなこの意義であると思います。ぜひそのような動きを委員の皆さんもとっていただければ、市としてはありがたいと思います。

会長： そのように提案していくというのは結構大変なことだと思うのですが、いつもこういう会議で一番嫌なのは、対立的に市に金を出せという話ではなく、税金のうち本当に障害者の部分で予算としてはこれだけしかないけれどもそれをどう配分していくと枚方市して障害者のために今できる範囲の中で一番いいのか、ということと一緒に考えていく協議会になればすごく意義があると思います。なぜ市はこうしないのかという話になるとどうしてもお互いが硬直化していい提案が出てこないで、こういう形で市と協力してやっていけるというような協議ができるといいなと思います。僕も会長である間は責任を持って運営をさせていただこうと思いますので、よろしく願いいたします。それでは議事としては終わらせていただきたいと思います。

事務局： ～室長のあいさつ～

本日の資料のことですが、まだ議会の方に報告をしていない状況にあります。特に予算等につきましては、今から厚生委員協議会で説明し、6月議会の補正予算議決の可決後、明らかにできます。取り扱いにつきましては重々慎重にお願いしたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

会長： 本当に皆さん方の御協力で推進協議会が実りのあるものになりましたことを、ここでありがたくお礼を申し上げます。山田委員、横松委員、矢野委員、3期続けていただいて本当にありがとうございました。